

平成29年度行政事業レビューシート(厚生労働省)

事業名	国民健康保険組合出産育児一時金等補助金			担当部局庁	保険局		作成責任者					
事業開始年度	昭和37年度	事業終了(予定)年度	終了予定なし	担当課室	国民健康保険課		榎本 健太郎					
会計区分	一般会計											
根拠法令 (具体的な条項も記載)	国民健康保険法第74条			関係する計画、通知等	国民健康保険組合特別対策費等補助金の国庫補助について (平成21年3月31日厚生労働省発保第0331024号)							
主要政策・施策	男女共同参画			主要経費	社会保障							
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	国保組合に対し、①「出産育児一時金補助金」、②「高額医療費共同事業補助金」を交付することにより、国民健康保険事業の適正な運営を確保するとともに、国保組合財政の安定化に資することを目的とする。											
事業概要 (5行程度以内。別添可)	① 出産育児一時金(42万円)の1/4相当分を補助(昭和37年度開始) ② 一件当たり100万円を超える高額レセプトについて、全国国民健康保険組合協会において共同事業を実施しているが、同事業に対する各国保組合が負担する拠出金の1/4相当分を補助(平成15年度開始)											
実施方法	補助											
予算額・ 執行額 (単位:百万円)		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度要求						
	予算の状況	当初予算	4,438	4,268	4,303	4,414						
		補正予算	-	-	-	-						
		前年度から繰越し	-	-	-	-						
		翌年度へ繰越し	-	-	-	-						
		予備費等	-	-	-	-						
		計	4,438	4,268	4,303	4,414	0					
		執行額	4,438	4,268	4,303							
平成29・30年度 予算内訳 (単位:百万円)	執行率(%)	100%	100%	100%								
	当初予算+補正予算に対する執行額の割合(%)	100%	100%	100%								
	歳出予算目	29年度当初予算	30年度要求		主な増減理由							
	高額医療費共同事業補助金	2,262										
	出産育児一時金等補助金	2,152										
	計	4,414	0									
成果目標及び 成果実績 (アウトカム)	定量的な成果目標	成果指標	/	単位				26年度	27年度	28年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 - 年度
			成果実績	-				-	-	-	-	-
			目標値	-	-	-	-	-	-			
			達成度	%	-	-	-	-	-			
根拠として用いた 統計・データ名 (出典)												
	定量的な成果目標 が設定できない理由及び定性的な成果目標	定量的な目標が設定できない理由			定性的な成果目標と26~28年度の達成状況・実績							
当該補助事業は、国保組合の保険給付費等に対し補助し、安定的な財政・事業運営に資することを目的としていることから、定量的な成果目標を設定し、その達成度を測ることはなじまないものと考える。			「出産育児一時金補助金」は、保険者が出産育児一時金の支給を確実に実施するとともに、支給額について全国的に均衡を保つことを目標としているが、過去3カ年の実績から達成されていると考える。 「高額医療費共同事業補助金」は、高額な医療費に対して行う再保険事業で、国保組合の財政運営の安定化に資することを目標としているが、過去過去3カ年の実績から達成されていると考える。									
定量的な成果目標の設定が困難		代替目標	代替指標	/	単位	26年度	27年度	28年度	中間目標 29 年度	目標最終年度 29 年度		
	事業の妥当性を検証するための代替的な達成目標及び実績	実施組合数(出産育児一時金補助金、参考指標)	実績	組合	163	163	163	162	162			
			目標値	組合	163	163	163	162	162			
			達成度	%	100	100	100	100	100			

事業所管部局による点検・改善						
	項目	評価	評価に関する説明			
国費投入の必要性	事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。	○	補助金を交付することは、国保組合の安定した財政運営を推進するうえで必要な事業であり、当該補助事業を実施しなかつた場合、被保険者の負担増につながる。			
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。	○	国民健康保険法第74条の規定に基づき補助金を交付することは、国が実施すべき事業である。			
	政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い事業か。	○	補助金を交付することは、国民組合の安定した財政運営を推進するうえで、優先度の高い事業である。			
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。	-	-			
	一般競争契約、指名競争契約又は随意契約(企画競争)による支出のうち、一者応札又は一者応募となったものはないか。	無				
	競争性のない随意契約となったものはないか。	無				
	受益者との負担関係は妥当であるか。	○	国は、出産育児一時金(42万円)及び高額医療費共同事業拠出金の1/4相当分を補助しているが、3/4相当分を保険者が負担していることから、負担関係は妥当である。			
	単位当たりコスト等の水準は妥当か。	○	出産育児一時金の引き上げに伴う特例的な補助について、削減を行っている。			
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	-	交付要綱に補助対象事業及び算定方法等を定め、適正に執行されている。費目・使途は事業目的に即し真に必要なものに限定されている。			
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	○				
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	-				
	繰越額が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	-				
	その他コスト削減や効率化に向けた工夫は行われているか。	-				
事業の有効性	成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか。	-	活動実績については、当初見込みに対する活動実績から見て、ほぼ見込み通りとなっている。			
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。	-				
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	○				
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	-				
関連事業	関連する事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)					
	所管府省名	事業番号				
点検・改善結果	点検結果	出産育児一時金の支給額を恒久的に42万円にすることに伴う激変緩和措置である引き上げ分に対する国庫補助(各國保組合の所得水準に応じて1件あたり5千円~1万円)を平成24年度に廃止し、平成25年度以降は原則保険料で賄うこととなっているところである。また、高額医療費共同事業補助金は国保組合の安定した財政運営を推進する上で必要な事業であり、平成28年度も引き続きこれまでと同様の補助内容となっている。				
	改善の方向性	国庫補助の見直しを踏まえ、引き続き、適正な補助事業の実施に努めていく。 また、支給実績が予算額へ適正に反映されるよう、年度ごとの出産育児一時金の支給実績に応じて予算額を縮減しており、適切な補助事業の実施を図っているが、引き続き、適正な補助事業の実施に努めていく。				
外部有識者の所見						
行政事業レビュー推進チームの所見						
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						

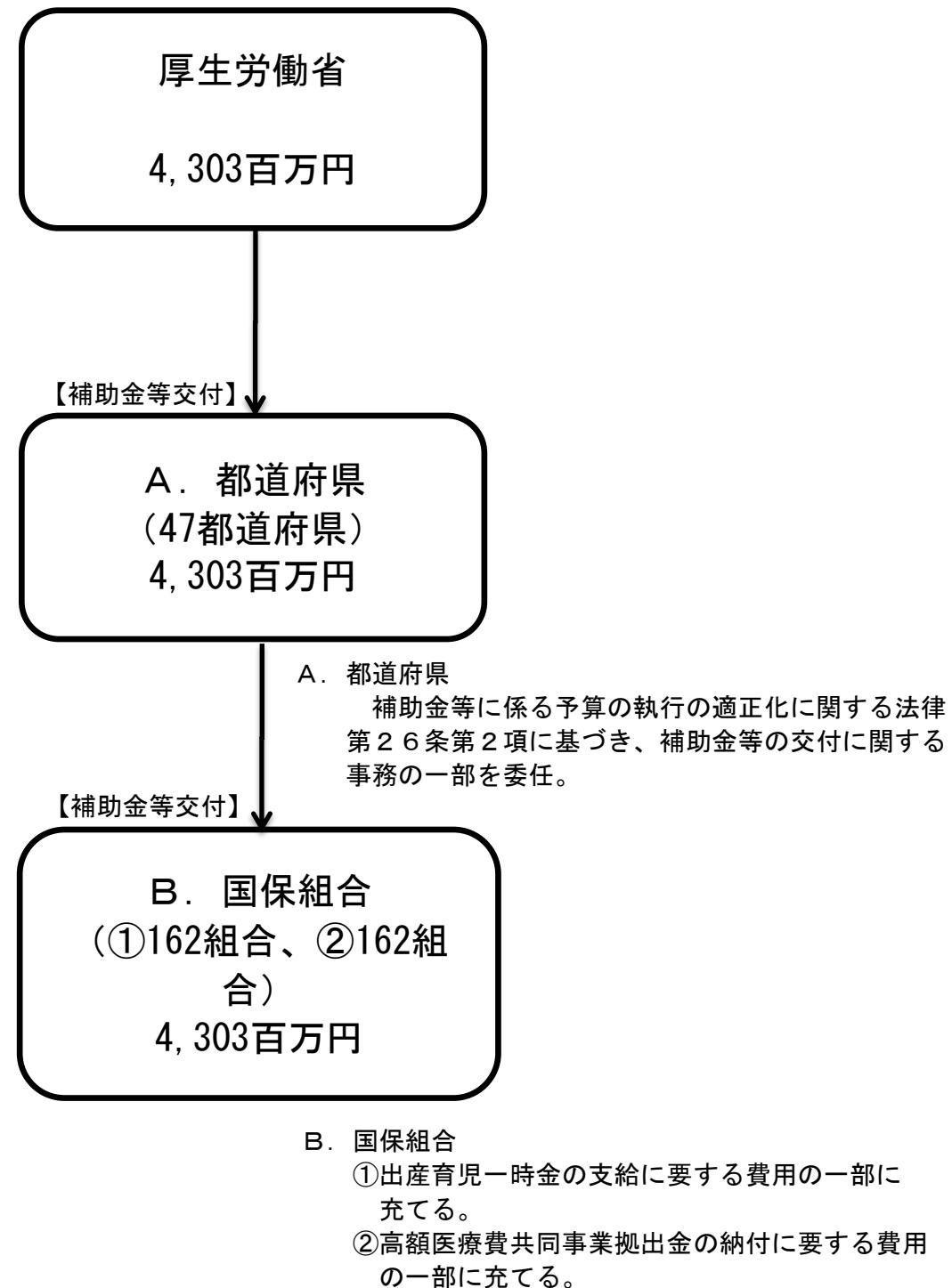
備考

関連する過去のレビューシートの事業番号

平成22年度	244	平成23年度	255	平成24年度	221	
平成25年度	254	平成26年度	266	平成27年度	276	
平成28年度	270					

※平成28年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行つ
ているかについて補足する)
(単位：百万円)



費目・用途 （「資金の流れ」においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。費目と用途の双方で実情が分かるように記載）	A.(東京都)			B.		
	費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
	補助金	管轄の国保組合への交付	1,688	納付金	高額医療費共同事業拠出金の納付	319
				保険給付	出産育児一時金の支給	213
	計		1,688	計		532

支出先上位10者リスト

A.

	支 出 先	法 人 番 号	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	契 約 方 式 等	入 札 者 数 (応募者数)	落 札 率	一 者 応 札・一 者 応 募 又 は 競 争 性 の な い 随 意 契 約 と な つた 理 由 及 び 改 善 策 (支 出 額 10 億 円 以 上)
1	東京都	8000020130001	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づく補助金等の交付に関する事務。	1,688	補助金等交付	-	-	
2	愛知県	1000020230006	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づく補助金等の交付に関する事務。	333	補助金等交付	-	-	
3	埼玉県	1000020110001	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づく補助金等の交付に関する事務。	330	補助金等交付	-	-	
4	神奈川県	1000020140007	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づく補助金等の交付に関する事務。	282	補助金等交付	-	-	
5	大阪府	4000020270008	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づく補助金等の交付に関する事務。	277	補助金等交付	-	-	
6	兵庫県	8000020280003	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づく補助金等の交付に関する事務。	206	補助金等交付	-	-	
7	京都府	2000020260002	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づく補助金等の交付に関する事務。	159	補助金等交付	-	-	
8	栃木県	5000020090000	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づく補助金等の交付に関する事務。	107	補助金等交付	-	-	
9	三重県	5000020240001	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づく補助金等の交付に関する事務。	81	補助金等交付	-	-	
10	長野県	1000020200000	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づく補助金等の交付に関する事務。	80	補助金等交付	-	-	

B

	支 出 先	法 人 番 号	業 務 概 要	支 出 額 (百 万 円)	契 約 方 式 等	入 札 者 数 (応 募 者 数)	落 札 率	一 者 応 札・一 者 応 募 又 は 競 争 性 の な い 隨 意 契 約 と な つた 理 由 及 び 改 善 策 (支 出 額 10 億 円 以 上)
1	中央建設国民健康保険組合	2700150009108	出産育児一時金の支給、高額医療費拠出金の納付に要する費用の一部に充てる。	532	補助金等交付	-	-	
2	東京土建国民健康保険組合	6700150008972	出産育児一時金の支給、高額医療費拠出金の納付に要する費用の一部に充てる。	377	補助金等交付	-	-	
3	全国建設工事業国民健康保険組合	1700150003706	出産育児一時金の支給、高額医療費拠出金の納付に要する費用の一部に充てる。	237	補助金等交付	-	-	
4	埼玉土建国民健康保険組合	7700150016850	出産育児一時金の支給、高額医療費拠出金の納付に要する費用の一部に充てる。	224	補助金等交付	-	-	
5	建設連合国民健康保険組合	3700150005568	出産育児一時金の支給、高額医療費拠出金の納付に要する費用の一部に充てる。	218	補助金等交付	-	-	
6	神奈川県建設連合国民健康保険組合	9700150013111	出産育児一時金の支給、高額医療費拠出金の納付に要する費用の一部に充てる。	200	補助金等交付	-	-	
7	兵庫県建設国民健康保険組合	3700150028230	出産育児一時金の支給、高額医療費拠出金の納付に要する費用の一部に充てる。	159	補助金等交付	-	-	
8	東京食品販売国民健康保険組合	2700150008464	出産育児一時金の支給、高額医療費拠出金の納付に要する費用の一部に充てる。	129	補助金等交付	-	-	
9	全国歯科医師国民健康保険組合	3700150009354	出産育児一時金の支給、高額医療費拠出金の納付に要する費用の一部に充てる。	102	補助金等交付	-	-	
10	京都建築国民健康保険組合	4700150026893	出産育児一時金の支給、高額医療費拠出金の納付に要する費用の一部に充てる。	97	補助金等交付	-	-	

国庫債務負担行為等による契約先上位10者リスト